

台風時、東海地震等非常時における研修講座の実施について

1. 研修講座の実施の有無について

- 暴風警報、東海地震注意報の発表及び警戒宣言の発令や解除の状況によって、次のように対応します。

	暴風警報の発表と解除の状況	東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令と解除状況	講座実施の有無
①	午前7時までに三重県「北中部」又は「伊賀」、又は「名張市」において、暴風警報が解除された場合	午前7時までに東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令が解除された場合	講座は実施します。
②	午前7時を過ぎても三重県「北中部」又は「伊賀」、又は「名張市」において、暴風警報が継続して発表されている場合	午前7時を過ぎても東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令が継続している場合	講座は中止します。
③	午前7時から午前9時までの間に三重県「北中部」又は「伊賀」、又は「名張市」に暴風警報が発表された場合	午前7時から午前9時までの間に東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発令された場合	講座は中止します。
④	講座開始後に三重県「北中部」又は「伊賀」、又は「名張市」に暴風警報が発表された場合	講座開始後に東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発令された場合	直ちに講座を中止します。

※ 午後からの講座については午前7時→午前11時 午前9時→午後1時と読み替えます。

※ 県総合教育センターと共催のブロック別研修講座についてもこれに準じます。

2. 代替講座について

- 中止となった研修講座の代替講座は基本的にありません。ただし、必要があれば実施します。
○代替講座を実施する場合は、後日に連絡します。

【問い合わせ先】名張市教育センター TEL：0595-64-8801